

障 第 880 号  
新 障 第 896 号  
令和 6 年 7 月 31 日

障害福祉サービス事業所の長 様  
障害者支援施設長 様  
児童発達支援センターの長 様  
障害児通所支援事業所の長 様  
障害児入所施設長 様  
相談支援事業所の長 様  
市町村障害福祉担当課長 様  
地域振興局健康福祉（環境）部長 様  
地域振興局児童・障害者相談センター所長 様  
中央福祉相談センター所長 様  
精神保健福祉センター所長 様

新潟県福祉保健部障害福祉課長  
新潟市福祉部障がい福祉課長

**サービス管理責任者等実践研修の受講に係る実務経験（6か月以上）  
の指定権者への届出方法について（通知）**

日頃から、障害福祉施策の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和 5 年 6 月 30 日付けで指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）が改正されたことを受け、「サービス管理責任者等に関する告示の改正及びサービス管理責任者等実践研修の取扱いについて（令和 5 年 8 月 2 日付け障第 763 号・新障第 797 号本職通知。以下「8 月 2 日付け通知」という。）」

により、例外的に「6か月以上」の実務経験（OJT）で実践研修を受講する際の指定権者への届出方法等について周知していたところです。

このたび、8月2日付け通知において定めた取扱いを別紙のとおり整理し、届出様式を一部見直しましたので、事業者の皆様におかれましては別紙の内容を御確認の上、本通知発出日以降に指定権者へ届出される場合は、見直し後の様式で御提出いただきますようお願いいたします。

なお、これに伴い、8月2日付け通知は本通知の発出をもって廃止します。

新潟県福祉保健部障害福祉課 在宅支援係

TEL：025-280-5228(直通)

E-mail：ngt040260@pref.niigata.lg.jp

新潟市福祉部障がい福祉課

指定係 TEL：025-226-1241(直通)

就労支援係 TEL：025-226-1249(直通)

E-mail：shogai.wl@city.niigata.lg.jp

## 1 対象者について

下記のいずれかの者であって、基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等（以下「サビ管等」という。）の配置に係る実務経験要件を満たし、基礎研修及び初任者研修（以下「基礎研修等」という。）を修了した日以後、実践研修受講開始日前5年間において、個別支援計画の作成の一連の業務に従事した期間が6月以上2年未満の者が対象となります。

- (1) やむを得ない事由による措置（※1）でサビ管等とみなして配置されている者（※2）
- (2) 令和3年度基礎研修等修了者でサビ管等とみなして配置されている者
- (3) 2人目以降のサビ管等として配置されている者
- (4) サビ管等として配置されていないが、個別支援計画原案の作成の業務に従事している（いた）者

※1 やむを得ない事由によりサビ管等が欠けた場合、1年間（サビ管等の欠如時点で既に基礎研修を修了している等の要件を満たした場合は最長2年間）は実務経験要件を満たす者をサビ管等とみなして配置するもの。

※2 やむを得ない事由による措置は実務経験要件を満たす者であれば基礎研修を修了していない場合でも適用できますが、実践研修を受講するために必要なOJTを例外的に6か月以上とする措置（以下「例外措置」という。）適用にあたっては基礎研修等を修了している必要があることに注意してください。

## 2 届出時期について

### (1) 上記1（1）（2）（3）の場合

変更後（サビ管等としての配置後）10日以内に4（1）に記載の書類を指定権者へ届け出てください。

### (2) 上記1（4）の場合

OJTを6か月以上経験した後に、当該年度の実践研修の申込締切日までに4（2）に記載の書類を指定権者に届け出てください。OJTを開始する時点での事前届出は不要です。

なお、当該年度の実践研修の申込締切日までにOJT期間が6か月に満たない場合は、「当該年度の実践研修の開始日までにOJT期間が6か月以上に満たす見込み」として、当該年度の実践研修の申込み開始日以降、実践研修の申込締切日までに届け出てください。

### 3 届出先について

OJT を実施した事業所の指定権者に届け出てください。

OJT を実施した事業所の所在地	指定権者（届出先）
新潟市以外	新潟県（福祉保健部障害福祉課）
新潟市	新潟市（福祉部障がい福祉課）

### 4 提出書類について

#### (1) 上記1（1）（2）（3）の場合

指定権者が新潟県の場合	指定権者が新潟市の場合
<p><b>【サービス管理責任者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書（第2号様式）</li> <li>・付表</li> <li>・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）</li> <li>・組織体系図（参考様式2）</li> <li>・経歴書（参考様式3）</li> <li>・（必要に応じて）資格免状の写し</li> <li>・サービス管理責任者基礎研修修了証書の写し</li> <li>・相談支援従事者初任者研修受講証明書（修了証書）の写し</li> <li>・実務経験証明書（参考様式4）</li> </ul>	<p><b>【サービス管理責任者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書（別記様式第3号）</li> <li>・付表</li> <li>・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）</li> <li>・組織体系図（参考様式2）</li> <li>・経歴書（参考様式3）</li> <li>・（必要に応じて）資格証の写し</li> <li>・サービス管理責任者基礎研修修了証書の写し</li> <li>・相談支援従事者初任者研修受講証明書（修了証書）の写し</li> <li>・実務経験証明書（参考様式4）</li> </ul>
<p><b>【児童発達支援管理責任者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書（第14号様式の8）</li> <li>・付表</li> <li>・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）</li> <li>・組織体系図（参考様式2）</li> <li>・経歴書（参考様式3）</li> <li>・（必要に応じて）資格免状の写し</li> <li>・児童発達支援管理責任者基礎研修修了証書の写し</li> <li>・相談支援従事者初任者研修受講証明書（修了証書）の写し</li> <li>・実務経験証明書（参考様式4）</li> </ul>	<p><b>【児童発達支援管理責任者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書（別記様式第38号の8）</li> <li>・付表</li> <li>・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）</li> <li>・組織体系図（参考様式2）</li> <li>・経歴書（参考様式3）</li> <li>・（必要に応じて）資格証の写し</li> <li>・児童発達支援管理責任者基礎研修修了証書の写し</li> <li>・相談支援従事者初任者研修受講証明書（修了証書）の写し</li> <li>・実務経験証明書（参考様式4）</li> </ul>

## (2) 上記1(4)の場合

- ・別紙様式「例外措置適用に係る届出書」(以下「届出書」という。)により、指定権者へ届け出てください。
- ・届出書の作成にあたっては、別紙「記入上の注意」や記載例を御確認ください。

具体例	提出書類
A 法人で OJT を 6 か月行った場合	・別紙様式「例外措置適用に係る届出書」
複数法人に渡って OJT を行った場合 (A 事業所 (A 法人) で OJT を 3 か月行った後、B 事業所 (B 法人) で OJT を 3 か月行った場合等)	・(B 法人が作成する) 別紙様式「例外措置適用に係る届出書」 ・(A 法人が作成する) 実務経験証明書 <u>※実務経験証明書は、個別支援計画 (原案) 作成の一連の業務を行っていた旨を証明する必要があります。</u>

## 5 指定権者から研修実施機関への情報提供について

例外措置の適用により実践研修の受講申込をしている方については、指定権者から研修実施機関に必要な情報を提供しますので、御承知おきください。

## 6 その他

本通知に基づく届出があったことをもって、障害福祉サービス事業所等において、サビ管等として配置する際の実務経験要件を満たしていることを保証するものではありません。

障害福祉サービス事業所等におかれては、実際にサビ管等として配置する際に実務経験要件が満たされていないと判明するといったことがないように、職員の実務経験等の把握を適切に行ってください。